

# 令和8年度 板橋区産業融資制度について

1	電話番号変更のお知らせ .....	2
2	板橋区産業融資の申込みに必要な書類の追加について .....	2
	区指定様式「板橋区産業融資計画書」 .....	2
3	板橋区産業融資申込書の変更について .....	3
4	「夏季・年末資金融資」の継続実施について.....	3
	受付期間の変更について .....	3
	融資内容の変更について .....	3
5	「持続成長支援融資」の継続実施について.....	4
	融資の内容 .....	4
	対象者 .....	4
	申請方法 .....	5
6	申込み要件の変更について.....	6
	一般制度 あっせんの制限の明確化について .....	6
	ものづくり設備資金融資 一般制度→特別制度へ移行.....	6
	事業承継資金融資 あっせんの制限の変更.....	6
7	利子補給優遇加算	
	「デジタル化・データ利活用推進助成金」の新設 .....	7

## 1 電話番号変更のお知らせ

令和8年4月より、産業振興課組織体制の改編に伴い、区産業融資制度を担当する係が**産業支援係**になります。

お問合せ等は下記の電話番号にお掛けください。

新しい電話番号 ⇒ **03-3579-2172**

お手数をおかけして誠に恐縮ではございますが、電話番号を修正いただきますようお願いいたします。

## 2 板橋区産業融資の申込みに必要な書類の追加について

### 区指定様式「板橋区産業融資計画書」

令和8年4月1日以降、以下の板橋区産業融資斡旋制度を申込み際は、**「板橋区産業融資計画書」**の提出が必要となります。**「板橋区産業融資計画書」**の様式は板橋区 HP「板橋区の産業融資制度」の添付ファイルをご確認ください。

- |             |            |             |         |
|-------------|------------|-------------|---------|
| ■ 一般制度：     | ◇事業資金融資    | ◇設備資金融資     | ◇借換資金融資 |
| ■ 全国統一保証制度： | ◇小口資金融資    | ◇小口資金融資借換特例 |         |
| ■ 特別制度：     | ◇夏季・年末資金融資 | ◇商店街振興融資    |         |

融資計画書「1 基本情報（2）事業概要」は、事業内容について、具体的に記載されているかをご確認ください。

例えば、「飲食業」だけでは具体的な記載に欠けています。「誰に・何を・どのように提供し・売上を出しているのか」など、当事者以外の方が見て、板橋区でどのように事業活動を行っているのかが理解できる内容になっている必要があります。

また、「2 資金使途（2）利活用方法」は、「何に・いくら・なぜ」必要なのか、「融資を受けることによってどのようなことを見込めるのか」、「融資を活用して（1）で挙げた経営課題をどのように解決するのか」など、融資の利活用の内容が具体的に記載されているかをご確認ください。

金融機関確認・所見等を記載していただく項目があります。事業者の経営支援の一環としてご協力をお願いします。

その他、必要な書類については**「板橋区産業融資のご案内」9ページ**をご確認ください。

### 3 板橋区産業融資申込書の変更について

板橋区産業融資申込書（第1号様式）の変更を行いました。

令和8年4月1日以降、融資をお申込みの際は新様式「板橋区産業融資申込書（令和8年4月版）」をお使いください。

※以前の板橋区産業融資申込書の様式では受付できませんのでご注意ください。

※車両の購入や按分計算が必要な場合は別紙「車両購入計画書・按分計算書」が必要です

### 4 「夏季・年末資金融資」の継続実施について

#### 受付期間の変更について

①：令和8年5月1日～令和8年6月30日

②：令和8年9月1日～令和8年12月28日

※昨年度より、受付期間が長くなっております。是非ご利用ください。

※ご利用は、上記①②の受付期間につき、各々1回限り利用可能です。ご注意ください。

#### 融資内容の変更について

夏季・年末資金融資は、資金需要の高まる時期に特化した短期的な融資になります。

昨年度より、融資期間、据置期間及び利子補給期間を変更しております。

資限度額	資金使途	利率	融資期間 (据置期間)	利子補給	信用 保証料
500万円	運転資金	長期プライム レート +0.2%以内	2年以内 (6か月以内)	12か月目まで 7割補給 (上限3.0%)	—

## 5 「持続成長支援融資」の継続実施について

### 融資の内容

持続成長支援融資は、成長期の企業に、企業価値向上のための計画策定や取り組みを支援する融資です。中小企業診断士による面談及び経営診断が必要になります。

※令和7年度と内容に変更はありません。

融資限度額	資金使途	利率	融資期間 (据置期間)	利子補給	信用保証料
5,000万円	運転資金 設備資金	長期プライム レート +0.2%以内	8年以内 (1年以内)	48か月目まで 8割補給 (上限3.0%)	区が 半額補助

完済前に同一制度の追加融資を申込むことはできませんので、ご注意ください。

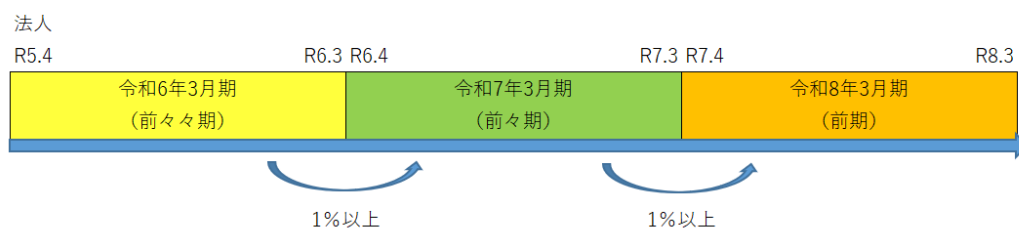
### 対象者

板橋区産業融資の利用要件にすべて該当し、かつ、企業価値が増加し、今後も企業価値を向上させる計画を策定し実行しようとする区内中小企業者（※1）

- （※1） 原則として、直近2期分の決算において、付加価値額（営業利益、人件費（※2）、減価償却費の合計）が1年ごとに1%以上増加している方（※3）であって、3年以内に付加価値額が概ね9%以上の伸長が見込まれること
- （※2） 人件費は、労務費、給与、賞与、役員報酬、福利厚生費、退職金などが該当します
- （※3） 「直近2期分の決算において、付加価値額が1年ごとに1%以上増加している方」の考え方

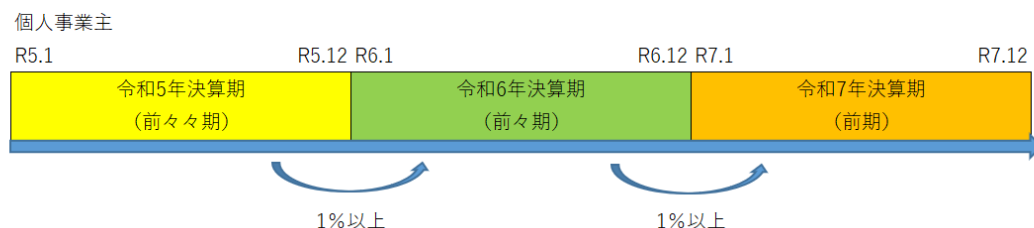
#### 例1 法人、令和8年3月期決算の場合

令和7年3月期から令和8年3月期で付加価値額が1%増加 かつ 令和6年3月期から令和7年3月期で付加価値額が1%増加している必要があります。



## 例 2 個人事業主の場合

令和 6 年決算期から令和 7 年決算期で付加価値額が 1%増加 かつ 令和 5 年決算期から令和 6 年決算期で付加価値額が 1%増加している必要があります。



## 申請方法

お申込みにあたっては、区の中小企業診断士と面談のうえで「持続成長事業計画書」を作成していただく必要があります。この計画書に基づき、中小企業診断士が経営診断を行った後、計画が妥当と認められた方に融資をあっせんします（経営診断には現地への訪問診断も含まれます）。

計画書の作成や内容についての助言に加え、経営に関する相談全般を区の中小企業診断士が承ります。予約制になっておりますので、まずは産業振興課（電話：03-3579-2172）へお電話いただき、「持続成長支援融資の相談」とお申し付けください。

※金融機関担当者による代理面談はできません。

※金融機関担当者による代行での予約は可能です。事業者が面談で来庁される際に、決算書 3 期分を持参するようお伝えください。

※郵送での申請はできません。

※金融機関担当者による代理申請はできません。

なお、①「SDG s / ESG 経営推進支援事業」を修了した事業者様及び②「いたばし人と未来を創る会社賞」を受賞された事業者様においては、訪問診断を省略できる場合がありますので、予約のお電話の際に、その旨をお伝えください。

## 6 申込み要件の変更について

### 一般制度 あっせんの制限の明確化について

本数及び残高に変更はありませんが、「資金使途が同一のものを分割し、同時期（3か月以内）に複数申込み不可」が、「同一融資を同一資金使途で3か月以内に申込み不可」となります。

e x .

- ・事業資金融資（運転）と事業資金融資（運転／併用）は3か月以内に申込み**不可**。
- ・事業資金融資（運転）と事業資金融資（設備）は3か月以内に申込み可。
- ・事業資金融資（保証付き）と事業資金融資（プロパー）は3か月以内に申込み**不可**。

### ものづくり設備資金融資 一般制度→特別制度へ移行

一般制度内にあった「ものづくり設備資金融資」を特別制度へ移行します。

これにより、一般制度内で「3本、残高8千万円以内」の制限を「ものづくり設備資金融資」は受けないこととなります。

※ただし、「ものづくり設備資金融資」において、3本まで、残高8千万円が限度になります。また、3か月以内に複数申請することはできません。

### 事業承継資金融資 あっせんの制限の変更

本数及び残高を一般制度に含めていましたが、除外します。

これにより、一般制度+事業承継資金融資内で3本、残高8千万円以内の制限を受けないこととなります。

e x .融資履歴

令和5年	設備資金融資	実行	残高1,000万円
令和6年	事業資金融資	実行	残高2,000万円
令和7年	事業承継資金融資	実行	残高4,000万円
令和8年	事業資金融資	3,000万円の申込みが可能	

※「事業承継資金融資」において、完済前に追加融資を申込みすることはできません。

## 7 利子補給優遇加算

### 「デジタル化・データ利活用推進助成金」の新設

令和8年度から開始する板橋区「デジタル化・データ利活用推進助成金」において、採択・交付決定を受けた事業者が、融資斡旋申込時に申請することで、通常の子補給割合に1割の優遇加算措置を受けることができます。

(採択・交付決定を受けた翌々年度末まで申請可)

※「デジタル化・データ利活用推進助成金」とは、区内中小企業者の各種業務の効率化・省力化や、データの利活用による生産性の更なる向上を支援する事業です。